

新型コロナウイルス感染症対策に係るアンケート調査 調査先

- 179市町村
- 関係団体（50団体程度）

【調査先選定の考え方】

- 道政の推進にあたり密接な関係のある全道的な団体
- 新型コロナウイルス感染症による影響が大きい分野の団体（有識者会議構成員選定の考え方と同様）
- 第3波に備え、有識者会議の議論に報告し、速やかに検証に反映する必要があることから、集計・分析等のスケジュールを勘案し、50団体程度とする

（経済：11団体）	（教育・生活：11団体）
北海道経済連合会	公益財団法人北海道私立専修学校各種学校連合会
北海道商工会議所連合会	公益財団法人北海道私立幼稚園協会
北海道経済同友会	北海道私立中学高等学校協会
北海道商工会連合会	北海道小学校長会
北海道中小企業団体中央会	北海道中学校長会
北海道観光振興機構	北海道高等学校長協会
北海道建設業協会	北海道特別支援学校長会
北海道商店街振興組合連合会	北海道PTA連合会
一般社団法人日本旅行業協会北海道支部	北海道高等学校PTA連合会
北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	北海道特別支援教育関係PTA連絡協議会
一般社団法人北海道ライブ・エンタテインメント連絡協議会	一般社団法人北海道消費者協会
（労働：1団体）	（交通・物流：9団体）
日本労働組合総連合会北海道連合会	一般社団法人北海道バス協会
（医療・福祉：14団体）	一般社団法人北海道ハイヤー協会
北海道医師会	北海道地区レンタカー協会連合会
公益社団法人北海道看護協会	北海道旅客船協会
北海道自治体病院協議会	北海道船主協会連合会
北海道病院協会	公益社団法人北海道トラック協会
北海道老人福祉施設協議会	北海道通運業連盟
北海道老人保健施設協議会	北海道通運業連合会
北海道社会福祉施設経営者協議会	北海道港運協会
北海道薬剤師会	（一次産業：5団体）
北海道歯科医師会	北海道農業協同組合中央会
北海道食品衛生協会	ホクレン農業協同組合連合会
北海道生活衛生営業指導センター	北海道漁業協同組合連合会
北海道介護福祉士会	北海道森林組合連合会
北海道社会福祉協議会	北海道木材産業協同組合連合会
北海道学童保育連絡協議会	
（文化・スポーツ：2団体）	
公益財団法人北海道スポーツ協会	
公益財団法人北海道文化財団	

新型コロナウイルス感染症対策に係るアンケート調査票

1. 目的

- これまでの道における新型コロナウイルス感染症対策に係るアンケート調査を実施
- 調査結果は、「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」に報告し、議論の参考にしていただくとともに、9月上旬までに道が取りまとめる検証結果（中間取りまとめ）へ反映

2. 調査概要

(1) 調査対象

市町村、関係団体（医療分野、教育・生活分野、経済分野、一次産業分野等）

(2) 調査方法

電子メールによる

(3) 提出方法

添付のアンケート回答フォーム（Excel ファイル）に入力の上、以下メールアドレスに報告をお願いします。

提出先メールアドレス seisaku.shingi1@pref.hokkaido.lg.jp

(4) 報告期限

令和2年8月11日（火）

(5) 公表等の取り扱い

市町村名や団体名が特定されない形で、統計的な処理を行い、数値や主な意見として公表を予定しています。

また、意見については、趣旨を変えない範囲で抜粋する可能性があります。

(6) 留意事項

- ・ アンケートの対象は、北海道の取組や事業となります。
- ・ 団体においては、直接関係のない項目は無回答としていただいて差し支えありません。

3. 調査項目

I 第1波への対応について

- (i) 道独自の緊急事態宣言
- (ii) 学校の一斉休業要請

II 第2波への対応について

- (i) 北海道・札幌市の緊急共同宣言
- (ii) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく北海道における緊急事態措置

III 医療提供体制等における連携について（第1波以降の全期間を通じた質問）

IV 緊急対策について（第1波以降の全期間を通じた質問）

- (i) 保健・医療・福祉分野に係る対応の評価
- (ii) 経済・雇用分野に係る対応の評価
- (iii) 教育・生活分野に係る対応の評価
- (iv) 新北海道スタイルの実践

V 全般

【連絡先】

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室
企画班 除村（よけむら）、濱名
電話：011-231-4111（内線：38-973、38-976）
メール：seisaku.shingi1@pref.hokkaido.lg.jp

I 第1波への対応について

(i) 道独自の緊急事態宣言

【背景】

- 道内では1月28日に第1例目の感染者が確認されて以降、冬の観光シーズンに多くの外国人観光客が来道。
 - 2月中旬から下旬にかけて、北海道全土で広範囲に新規感染者が発生
 - 2月27日～28日に連続して10名以上の新規感染者が発生。
 - 2月28日に、国の専門家会議メンバーから道に対し、「この1～2週間で人との接触をできる限り控えるなど積極的な対応が必要」との助言があった。
- ※国においては「新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）」を3月に改正し、新型コロナウイルス感染症を適用対象とした。

【道独自の緊急事態宣言の内容等】

- 期 間：2月28日（金）～3月19日（木）※21日間
要請期間については、ウイルスの潜伏期間の2週間に加え、分析等に必要時間（1週間）を考慮して設定。
- 内 容：週末の外出抑制や手洗い・咳エチケット、三密回避等について知事からメッセージを発信。

【主なメッセージ】

- ・ 感染の拡大防止のため、この週末は外出を控えてください。
- ・ 換気が悪く、人が大勢集まる場所には行かない！
- ・ 部屋の空気は定期的に入れ替えを！
- ・ 風邪ぎみの方は、自宅で休む 等

1. 道では、2月28日に道独自の緊急事態宣言を発出しましたが、その時期は妥当だったと思いますか。

- ① 妥当だった
- ② どちらかと言えば妥当だった
- ③ どちらかと言えば妥当ではなかった
- ④ 妥当ではなかった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば妥当ではなかった」、「妥当ではなかった」）と答えた場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

(次ページへ)

2. 道独自の緊急事態宣言について、その内容や期間は妥当だったと思いますか。

- ① 妥当だった
- ② どちらかと言えば妥当だった
- ③ どちらかと言えば妥当ではなかった
- ④ 妥当ではなかった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば妥当ではなかった」、「妥当ではなかった」）と答えた場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

[]

3. 道独自の緊急事態宣言は、全道一律での対応としましたが、その対応は妥当だったと思いますか。

- ① 妥当だった
- ② どちらかと言えば妥当だった
- ③ どちらかと言えば妥当ではなかった
- ④ 妥当ではなかった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば妥当ではなかった」、「妥当ではなかった」）と答えた場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

[]

(次ページへ)

4. 道独自の緊急事態宣言にあたり、事前の情報提供や宣言の考え方等について貴市町村・貴団体との情報共有・連携に関する対応についてどうお考えですか。

- ① 十分だった
- ② どちらかと言えば十分だった
- ③ どちらかと言えば十分ではなかった
- ④ 不十分だった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば十分ではなかった」、「不十分だった」）と答えた場合はその内容と改善すべき点についてお教えてください。

[]

5. 道独自の緊急事態宣言により、地域の経済活動等に最も大きく影響を及ぼしたと思われるものについて**最大3つまで**選んでください。

- ① 地元商店等の売上減少等地域経済への影響
- ② 飲食店等の売上減少等外食産業への影響
- ③ 宿泊・交通事業者の売上減少等観光産業への影響
- ④ 医療・福祉等サービスの提供・利用への影響
- ⑤ 農林水産業の生産活動等一次産業への影響
- ⑥ 公共工事等建設事業への影響
- ⑦ 地域イベントの中止・延期等文化活動への影響
- ⑧ 特に影響はなかった
- ⑨ その他（)

(次ページへ)

6. 道では、医療崩壊を起こすような急激な患者の増加が生じていないことや検査体制や病床確保など必要な体制強化が図られたと判断したことから、3月19日に道独自の緊急事態宣言を予定どおり終了しましたが、その判断は妥当だったと思いますか。

- ① 妥当だった
- ② どちらかと言えば妥当だった
- ③ どちらかと言えば妥当ではなかった
- ④ 妥当ではなかった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば妥当ではなかった」、「妥当ではなかった」）と答えた場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

[]

(次ページへ)

(ii) 学校の一斉休業要請

【背景】

- 2月21日に道内小学校において児童2名の感染が判明。以降、相次いで学校関係者への感染が確認され、保護者などから不安の声。
- 2月25日、文部科学省から北海道教育委員会（道教委）へ通知
（主な内容）
 - ・児童生徒等が感染した場合は、学校の臨時休業を速やかに行うこと
 - ・地域全体での感染防止を目的に、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられること
- 道では、これまでの経緯を踏まえ、以下の必要があることから、道独自の対応として、知事が道教委に対して小・中学校の臨時休業の検討を要請。
 - ・児童・生徒や保護者に、感染症に関する正しい知識を伝える必要
 - ・施設の消毒や毎朝の検温を徹底し、「学校は安全」といえる体制を整える時間が必要
- 2月26日、知事から各市町村長へ、道教委から各市町村教育委員会に対して小・中学校の臨時休業を文書で要請。
期間については、保護者の負担を考慮し、インフルエンザの流行で6日間の学校閉鎖の事例があることなどを目安として、2月27日～3月4日までの1週間とした。
- 2月27日、政府は、感染の流行を早期に収束させるために重要な時期であること、また、多くの子ども、教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに備えるため、3月2日～春季休業の開始の日までの期間について全国すべての小中学校、高等学校、特別支援学校の休業を要請。

【道独自の学校休業要請（2月27日～3月4日）に係る設問】

1. 2月26日に道独自の小・中学校の一斉休業要請（2月27日～3月4日）を行いました。その判断は、妥当だったと思いますか。
 - ① 妥当だった
 - ② どちらかと言えば妥当だった
 - ③ どちらかと言えば妥当ではなかった
 - ④ 妥当ではなかった
 - ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば妥当ではなかった」、「妥当ではなかった」）と答えた場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

(次ページへ)

2. 当初決めた道独自の小・中学校の一斉休業要請の期間（2月27日～3月4日）について、どのようにお考えですか。

- ① 妥当だった
- ② どちらかと言えば妥当だった
- ③ どちらかと言えば妥当ではなかった
- ④ 妥当ではなかった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば妥当ではなかった」、「妥当ではなかった」）と答えた場合において、道独自の小・中学校の一斉休業要請の期間（2月27日～3月4日）について、どのようにお考えですか。また、その理由についてお教えてください。

- ① 長かった
- ② 短かった

[]

3. 道独自の小・中学校の一斉休業要請にあたり、事前の情報提供や要請の考え方等についての貴市町村・貴団体との情報共有・連携に関する対応についてどうお考えですか。

- ① 十分だった
- ② どちらかと言えば十分だった
- ③ どちらかと言えば十分ではなかった
- ④ 不十分だった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば十分ではなかった」、「不十分だった」）と答えた場合は、その内容と改善すべき点についてお教えてください。

[]

（次ページへ）

4. 道独自の小・中学校の一斉休業要請にあたり、事前の情報提供や要請の考え方等についての、市町村教育委員会との情報共有・連携に関する対応についてどうお考えですか。

- ① 十分だった
- ② どちらかと言えば十分だった
- ③ どちらかと言えば十分ではなかった
- ④ 不十分だった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば十分ではなかった」、「不十分だった」）と答えた場合は、その内容と改善すべき点についてお教えてください。

[]

【全国的な学校休業要請を含む一連の学校休業要請に係る設問】

5. 道独自の小・中学校の一斉休業要請後、すぐに全国的な学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）の休業要請が行われたことにより、最も大きく影響を及ぼしたと思われるものを**最大3つまで**選んでください。

- ① 児童・生徒の心理的への影響
- ② 児童・生徒の学びへの影響
- ③ 学校行事への影響
- ④ 教員の業務量や勤務態様への影響
- ⑤ 保護者の養育への影響
- ⑥ 地元関係企業等（給食、学童保育等）への影響
- ⑦ 特に影響なし
- ⑧ その他（具体的に記載してください）

[]

(次ページへ)

II 第2波への対応について

(i) 北海道・札幌市の緊急共同宣言

【背景】

- 道独自の緊急事態宣言期間の終了後、第1波の時とは異なり、札幌市における感染者数が増加し、4月11日には札幌市内で初めて10名以上の感染者が発生。入院患者数についても最大水準となった。
- その間、全国的には、4月7日に緊急事態宣言が発出され、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定。国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という）では、接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であるとされ、不要不急の外出など外出自粛を要請し、特に、繁華街の接客を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促すこととされた。
- 道は、国の緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき区域とならなかったものの、札幌市における感染者の急激な増加を踏まえ、第2波ともいえる感染拡大の危機を早期に収束させるため、北海道・札幌市の両トップから道民・札幌市民にメッセージを発出することが極めて重要であると考え、国の基本的対処方針や道内の医療提供体制の実態等を踏まえ、札幌市と協力して4月12日に「北海道・札幌市緊急共同宣言」を発出。

《北海道・札幌市緊急共同宣言の具体的内容》

- ①札幌市内における接触機会の低減、②繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛、
- ③緊急事態宣言地域との往来自粛、④学校及び公共施設の休業・休館、
- ⑤医療提供体制の充実・強化、⑥道内経済への支援強化

1. 道では、4月12日に札幌市と協力して、「北海道・札幌市緊急共同宣言」を発出しましたが、その判断は妥当だったと思いますか。

- ① 妥当だった
- ② どちらかと言えば妥当だった
- ③ どちらかと言えば妥当ではなかった
- ④ 妥当ではなかった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば妥当ではなかった」、「妥当ではなかった」）と答えた場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

(次ページへ)

2. 「北海道・札幌市緊急共同宣言」の内容について、妥当だったと思いますか。

- ① 妥当だった
- ② どちらかと言えば妥当だった
- ③ どちらかと言えば妥当ではなかった
- ④ 妥当ではなかった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば妥当ではなかった」、「妥当ではなかった」）と答えた場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

[]

3. 北海道・札幌市緊急共同宣言の発出にあたり、事前の情報提供や宣言の考え方等についての、札幌市以外の貴市町村・貴団体との情報共有・連携に関する対応についてどうお考えですか。

- ① 十分だった
- ② どちらかと言えば十分だった
- ③ どちらかと言えば十分ではなかった
- ④ 不十分だった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば十分ではなかった」、「不十分だった」）と答えた場合は、その内容と改善すべき点についてお教えてください。

[]

(次ページへ)

(ii) 特措法に基づく北海道における緊急事態措置

【特措法に基づく緊急事態措置】

- 4月7日、国が緊急事態宣言を発出。緊急事態措置を実施すべき区域として埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県を指定。
- 4月16日、国は、全国的な感染状況を踏まえ、
 - ・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあること
 - ・ 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること
 - ・ 都市部以外の地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば医療が機能不全に陥る可能性が高いことなどから、緊急事態措置を実施すべき区域について、全都道府県に拡大。
国の基本的対処方針においては、法第45条第1項に基づく外出自粛や法第24条第9項に基づく施設の使用停止若しくはイベントの開催停止について、都道府県が要請することとされている。
- これを受け、道では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施し、全道域において、外出自粛や施設の利用停止等について要請。
- 施設の使用停止の要請範囲に関しては、国の協議を踏まえて都道府県が定めることとされていたことから、先行して実施していた東京都の事例を参考とし、特措法施行令第11条に該当する多数の者が利用する施設への使用停止要請に加え、小規模な施設についても使用停止要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。

1. 道では、まず、外出自粛等について要請を実施しましたが、首都圏等と比較して入出の減少率が低い状況となっていること等を踏まえ、より踏み込んだ措置を講じる必要があるとし、4月20日に施設の使用停止の要請（いわゆる「休業要請」）を実施しました。全道各地への感染拡大のおそれがあることから、全道域において休業要請を行いました。その対応は妥当だったと思いますか。

- ① 妥当だった
- ② どちらかと言えば妥当だった
- ③ どちらかと言えば妥当ではなかった
- ④ 妥当ではなかった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば妥当ではなかった」、「妥当ではなかった」）と答えた場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

(次ページへ)

2. 休業要請では、特措法施行令 11 条において定められている多数の者が利用する施設の管理者に対して休止を要請するとともに、同施行令の対象とならない小規模の施設の管理者に対して適切な対応について協力を依頼しました。休業要請の対象となる範囲について、妥当だったと思いますか。

- ① 妥当だった
- ② どちらかと言えば妥当だった
- ③ どちらかと言えば妥当ではなかった
- ④ 妥当ではなかった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば妥当ではなかった」、「妥当ではなかった」）と答えた場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

[]

3. 休業要請の開始時点では、全道各地への感染拡大のおそれがあったことから、全道域で休業要請を実施しました。その後、新規感染者やリンクなしの感染者が石狩振興局管内に集中するなど、石狩振興局管内とその他の地域によって感染状況が大きく異なってきたことを踏まえ、「北海道スタイル」の実践の徹底を条件として、5月15日から、石狩振興局管内以外の地域において休業要請の一部（業種や地域）を段階的に解除しましたが、その対応は妥当だったと思いますか。

- ① 妥当だった
- ② どちらかと言えば妥当だった
- ③ どちらかと言えば妥当ではなかった
- ④ 妥当ではなかった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば妥当ではなかった」、「妥当ではなかった」）と答えた場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

[]

(次ページへ)

4. 特措法に基づく外出自粛や休業要請等に関して、貴市町村・貴団体との情報共有・連携に関する対応についてどうお考えですか。

- ① 十分だった
- ② どちらかと言えば十分だった
- ③ どちらかと言えば十分ではなかった
- ④ 不十分だった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば十分ではなかった」、「不十分だった」）と答えた場合は、その内容と改善すべき点についてお教えてください。

[]

5. 緊急事態措置の実施による影響について、地域の経済活動等に最も大きく影響を及ぼしたと思われるものを**最大3つまで**選んでください。

- ① 地元商店等の売上減少等地域経済への影響
- ② 飲食店等の売上減少等外食産業への影響
- ③ 宿泊・交通事業者の売上減少等観光産業への影響
- ④ 医療・福祉等サービスの提供・利用への影響
- ⑤ 農林水産業の生産活動等一次産業への影響
- ⑥ 公共工事等建設事業への影響
- ⑦ 地域イベントの中止・延期等文化活動への影響
- ⑧ 特に影響はなかった
- ⑨ その他（具体的に記載してください）

[]

(次ページへ)

Ⅲ 医療提供体制等における連携について（第1波以降の全期間を通じた質問）

1. 検査や病床の確保等医療提供体制等について、新規感染者発生第1波から現在までの道（保健所）と貴市町村・貴団体との情報共有・連携への対応についてどうお考えですか。

（1）第1波（1月末～3月末）

- ① 十分だった
- ② どちらかと言えば十分だった
- ③ どちらかと言えば十分ではなかった
- ④ 不十分だった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば十分ではなかった」、「不十分だった」）と答えた場合は、その内容と改善すべき点についてお教えてください。

[]

（2）第2波（3月末～5月末※緊急事態宣言終了）

- ① 十分だった
- ② どちらかと言えば十分だった
- ③ どちらかと言えば十分ではなかった
- ④ 不十分だった
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④（「どちらかと言えば十分ではなかった」、「不十分だった」）と答えた場合は、その内容と改善すべき点についてお教えてください。

[]

（次ページへ）

(3) 第2波(5月末～現在)

- ① 十分である
- ② どちらかと言えは十分である
- ③ どちらかと言えは十分ではない
- ④ 不十分である
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④(「どちらかと言えは十分ではない」、「不十分である」と答えた場合は、その内容と改善すべき点についてお教えてください。

[]

2. 道の新規感染者の公表の考え方について、妥当であると考えますか。

- ① 妥当である
- ② どちらかと言えは妥当である
- ③ どちらかと言えは妥当ではない
- ④ 妥当ではない
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③または④(「どちらかと言えは妥当ではない」、「妥当ではない」と答えた場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

[]

※次ページの「新規感染者公表の考え方」を参照してください。

(次ページへ)

【新規感染者公表の考え方】

- 道においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等の趣旨（国では、都道府県単位での公表を基本）を踏まえながら、次の考え方により対応している。

（基本的な考え方）

感染拡大防止のため、「公衆衛生上の観点」から、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表することとしているが、個人等の特定により、患者、家族、医療従事者が不当な扱いを受け、精神的に追い込まれる事例や転居を余儀なくされる事例（※）が発生していることから、感染者等に関する「個人情報保護の観点」には最大限配慮することとしており、この二つの観点を比較衡量して判断し、本人等の同意を得て公表している。

※「家族の職業などの詳細な個人情報がSNS等で拡散」、「勤務先の特定による勤務先への中傷」、「本人の特定による生活の変化で、地域に住めなくなり転居」、「親族への中傷や嫌がらせ電話によるメンタル疾患」など

（現在の対応）

北海道は、他都府県と比較して、その面積が広大で、かつ、広域分散型の社会構造であり、広域で生活を成り立たせている特殊性がある。

このため、道総体での公表ではなく、一定程度の区域分けの下、地域実情に鑑みた対応が必要であり、感染拡大防止のため広域的な対応が不可欠であることや、市町村単位の公表では個人が特定されるおそれがあることから、原則「振興局」単位で居住地を公表。

一方、新規感染者が不特定多数の者と接触した可能性がある場合、広く注意喚起を行うなどの対応が必要であることから、必要に応じ市町村単位で居住地を公表。

なお、個人情報保護の観点から公表に当たっては、本人又は家族の同意を原則としている。

偏見や差別への恐れ等から公表に不同意とする者もいるが、実効性ある積極的疫学調査の必要性などから、可能な限り同意を得るよう努力している。

（次ページへ）

※以下緊急対策のうち、(i)～(iii)の設問について、関係団体の皆さまについては、回答可能な項目について記載をお願いします。

IV 緊急対策について（第1波以降の全期間を通じた質問）

【北海道における新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策について】

- 現在、道では「徹底した感染防止対策」と「社会・経済活動の段階的な拡大」、そしてこの両立の鍵となる「北海道スタイル」の取組を各分野で展開し、道民の皆さまの安心を確保するとともに、本道の社会経済活動を本格的な回復軌道に乗せていくための土台づくりを進めるため、別添資料のとおり緊急対策を措置。

※添付資料を参照の上、ご回答をお願いします。

(i) 保健・医療・福祉分野に係る対応の評価

1. 「保健・医療・福祉分野」に係る緊急対策について、どのようにお考えですか。

- ① 十分対応している
- ② 事業（対策）の内容に改善すべき点がある
- ③ 事業量が不十分である
- ④ 事業内容、事業量ともに不十分な点がある
- ⑤ その他（ ）

※上記で②～⑤を選択した場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

[]

(次ページへ)

(ii) 経済・雇用分野に係る対応の評価

1. 道では、無利子資金やどうみん割などの経済対策を行っていますが、「経済・雇用分野」に係る緊急対策について、どのようにお考えですか。

- ① 評価する
- ② どちらかという人评价する
- ③ どちらかと言えば評価しない
- ④ 評価しない
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③及び④（「どちらかと言えば評価しない」、「評価しない」）を選択した場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

[]

2. これまでに2回実施している休業等支援金を含め、それぞれの対策を実施するにあたり、貴市町村・貴団体との情報共有・連携に関する対応について、どのようにお考えですか。

- ① 連携がとれている
- ② 不十分な点がある
- ③ その他（ ）

※上記で②及び③（「不十分な点がある」、「その他」）を選択した場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

[]

(次ページへ)

3. 経済対策全体のスピード感について、評価をお聞かせください。

- ① 評価する
- ② どちらかと言えば評価する
- ③ どちらかと言えば評価しない
- ④ 評価しない
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③及び④（「どちらかと言えば評価しない」、「評価しない」）を選択した場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

[]

(次ページへ)

4. 道が実施した以下の施策について、評価を選んでください。

(お知りになっている施策について、いくつでも回答可)

①評価する ②どちらかと言えば評価する ③どちらかと言えば評価しない ④評価しない

(1) 業種共通施策

- | | |
|--|---------|
| ア 中小企業総合振興資金貸付金 (実質無利子~利子補給費補助金 融資期間中保証料ゼロ~保証料補給金含む) | ①・②・③・④ |
| イ 経営持続化臨時特別支援金 (休業等支援金第1弾) | ①・②・③・④ |
| ウ 休業協力・感染リスク低減支援事業費 (休業等支援金第2弾) | ①・②・③・④ |
| エ プレミアム付商品券発行支援事業 (市町村が発行するプレミアム付商品券への上乗せ支援) | ①・②・③・④ |
| オ 地域の取組に対する支援 (地域の商店街等が実施する感染拡大防止対策など) | ①・②・③・④ |
| カ 専門家派遣 (企業へのオーダーメイド型指導・助言のための専門家派遣) | ①・②・③・④ |
| キ 小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援 (事業者自己負担 1/3→1/4) | ①・②・③・④ |
| ク 国の給付金、助成金に関する申請サポート窓口の充実・一元化 | ①・②・③・④ |
| ケ 働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援 | ①・②・③・④ |
| コ オンライン就職活動緊急支援事業 (オンラインによるセミナー・合同企業説明会の開催) | ①・②・③・④ |
| サ 『北海道短期おしごと情報サイト』(人手不足の企業と一時帰休従業員のマッチングサイト) | ①・②・③・④ |
| シ その他 () | ①・②・③・④ |

(2) 業種別施策

- | | |
|--|---------|
| ア 公共交通の需要喚起等に向けた取組 (交通事業者が発行する乗り放題乗車券等の販売に対する支援) | ①・②・③・④ |
| イ 教育旅行支援事業費 (北海道スタイルに対応し感染リスクに配慮した「教育旅行」の取組支援) | ①・②・③・④ |
| ウ 道民を対象とした「道内旅行割引」(どうみん割) | ①・②・③・④ |
| エ 輸出先国市場変化対応施設等緊急整備事業費
(輸出用家庭食の加工品製造施設、野菜のカット加工等の共同利用施設等) | ①・②・③・④ |
| オ 道産牛肉学校給食提供推進事業費 (道内小中学校等の給食用食材として道産牛肉を提供) | ①・②・③・④ |
| カ 宿泊事業者に対する支援 (ホテル・旅館などへの衛生管理機器整備) | ①・②・③・④ |
| キ 道産品消費回復緊急対策費 (通販サイトにおける道産品割引販売) | ①・②・③・④ |
| ク 道産品消費喚起特別割引事業費 (どさんこプラザなどで利用可能なプレミアム付商品券等の発行) | ①・②・③・④ |
| ケ 「おうちで応援! かって北海道」(SOS! 牛乳チャレンジなど道産品の購入を促進する道民運動) | ①・②・③・④ |
| コ その他 () | ①・②・③・④ |

(次ページへ)

5. 今後、対策を行うにあたって、どのような対策に重点を置くべきと考えますか。

- ① 中小・小規模事業者の事業継続・雇用維持に向けた支援
(制度融資の条件の拡充、保証料軽減、実質無利子化措置など)
- ② 地域や事業者が取り組む感染防止対策の後押し
(交通・宿泊・エンタメ業界の感染拡大防止の取組への支援、商店街における感染防止対策など)
- ③ 休業等の要請に協力いただき、感染リスクを低減する取組を行う事業者への支援金
(休業協力・感染リスク低減支援金(第1弾)、経営持続化臨時特別支援金(第2弾))
- ④ 域内の交流・消費循環を通じた地域・経済の活性化
(どうみん割、プレミアム商品券など)
- ⑤ 各種施策の相談・サポート体制
(経営・金融、雇用関連相談窓口、持続化給付金・雇用調整助成金申請サポート窓口など)
- ⑥ その他(具体的に記載してください)

[]

(次ページへ)

3. これまでに実施している教育・生活分野に係る対策全体のスピード感について評価をお聞かせください。

- ① 評価する
- ② どちらかと言えば評価する
- ③ どちらかと言えば評価しない
- ④ 評価しない
- ⑤ どちらとも言えない

※上記で③及び④（「どちらかと言えば評価しない」、「評価しない」）を選択した場合は、改善すべき点等についてご意見をお聞かせください。

[]

4. 今後、対策を行うにあたって、どのような対策に重点を置くべきと考えますか。

- ① 学校・公共施設の感染リスク低減
- ② 学びと暮らしのセーフティネット
- ③ 学校のICT利活用
- ④ 文化・スポーツ活動への支援
- ⑤ その他（具体的に記載してください）

[]

(次ページへ)

(iv) 北海道スタイルの実践

【北海道スタイル】

- 国が示した「新しい生活様式」の道内での実践に向け、以下の取組を呼びかけ
 - ・ 道民の皆さまに対して「ソーシャルディスタンス」「手洗い」「咳エチケット」などの取組の実践
 - ・ 事業者の皆さまに対して「マスクの着用／手洗いの実施」「健康管理」「こまめな換気」「北海道コロナ通知システム」の導入など7つのポイントプラス1の取組の実践

1. 新型コロナウイルス感染症との戦いが長期化している中、道では国が示した「新しい生活様式」の道内での実践に向け、「北海道スタイル」の実践を呼びかけておりますが、貴市町村の庁舎や公共施設、貴団体の施設等において取組を実践していますか。

- ① 「北海道スタイル」安心宣言を行っている
- ② 一部施設など可能な範囲で取り組んでいる
- ③ 取り組んでいない

※上記で③（取り組んでいない）と答えた場合はその理由をお教えてください。

[]

2. 「北海道スタイル」について、地域住民や事業者、施設利用者等に対して取組を実践していただくよう、広報誌やHPなどによりPRしていますか。

- ① 積極的にPRしている
- ② 可能な範囲でPRしている
- ③ 特にPRは行っていない

※上記で③（PRは行っていない）と答えた場合はその理由をお教えてください。

[]

(次ページへ)

v 全 般

1. 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの道の対応や施策、情報共有のあり方等に関してご意見をお聞かせください。



～～ご協力ありがとうございました～～

（提出方法）

添付のアンケート回答フォーム（Excel ファイル）に入力の上、以下メールアドレスに報告をお願いします。

提出先メールアドレス seisaku.shingi1@pref.hokkaido.lg.jp